北庄内合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約第10条第3項の規定により、北庄内合併協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定める。 (傍聴の手続)
- 第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければ ならない。
- 2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、所在地、自己の氏名及び人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人)

- 第3条 議長は、会場の都合により、傍聴人の数を制限することができる。
 - (傍聴席に入ることができない者)
- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯して いる者
 - (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (3) はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。) たすき、リボン、 ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者 (傍聴人の守るべき事項)
- 第5条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。
- 2 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 会議での発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
 - (3) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙しないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) 携帯電話の電源を切ること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならな

い。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年11月27日から施行する。
- 2 庄内北部地域合併協議会会議傍聴規程(平成15年庄内北部地域合併協議会規程第9号)第6条の規定により、協議会の撮影及び録音の許可を得ている者は、この規程第6条の規定により許可を得ている者とみなす。